

植民地朝鮮における出産風習と産婆養成政策

扈 素 妍

【要約】 本稿では植民地朝鮮における産婆政策と風習のせめぎ合いを解明する前段階として、朝鮮伝統の出産風習のあり様を復元し、植民地朝鮮の衛生政策としての産婆制度の展開と特徴を明らかにする。朝鮮においても伝統的に「産救安」などと呼ばれた家族・親戚の女性もしくは近隣の老婆を雇い、助産を任じた風習があった。しかし、メディアでは朝鮮人の出産風習と迷信とを一体化して、朝鮮の風習を野蛮なものとして位置づけていた。それに加えて当時の日本の専門家たちは朝鮮の出産風習を未開なものとして際立たせ、日本人が悲惨な朝鮮人を救わなければならないという構造を作った。そして、朝鮮人を救うため、日本人産婆の派遣もしくは朝鮮で産婆養成の必要を唱えた。このような土台の上に実行された植民地朝鮮の産婆制度は、産婆養成から始まり、また「速成助産婦科」を設置し、短期間で産婆を養成して地方へ派遣を図るという特徴があった。

史料 一〇三巻五号 二〇二〇年一〇月

はじめに

近年、植民地朝鮮における衛生史研究は、多様な部分で蓄積されつつあり、コレラなどの伝染病政策や衛生警察の構造、上水道のような衛生施設に関する研究、または衛生施策が植民地の日常に及ぼした影響を分析し植民地近代性を論じた研究などがある^①。ところが、これらの研究は政策の主役としての植民地当局の働きと政策結果などに論説の重点を置き、衛生政策が実施される前に存在した風習と政策のせめぎ合いを見過ごしてきた。本稿は、まずは風習と政策のせめぎ合いを論じるための基礎的段階として、これまで史料的に十分に論じられなかった産婆に着目し、朝鮮の伝統的な出産風習の有

様を復元する。その上で、植民地朝鮮の衛生政策としての産婆制度の展開と特徴を明らかにし、衛生史の外延を広げたい。産婆とは、日本では古くから「トリアゲババ」などと呼ばれ主に出産を手伝う老年女性を示す語である。韓国でもその言葉を朝鮮王朝正祖時代の法典である『大典通編』の「礼典」「奨勸」「医員」の「○醫員雖不解方書能治瘡腫及諸惡疾成效最多者一人歲抄啓聞敍用産婆則給料」と明記された部分から確認できる。これは、「醫員が藥方文書を理解できなくとも、瘡腫や諸惡疾をよく治療すれば、最も成功した者一人を年末に啓聞して敍用する。産婆には料を支給する」と解せ、医員や産婆の功績をたたえるための規定と言える。ところが、ここに出てくる「産婆」がどのような者かは、この文面だけでは明らかではない。

この産婆について、日本の場合は社会学・歴史学の場合において研究が広がっているが、植民地朝鮮の産婆に関する研究はまだその蓄積が少ない状態である。それは当時の女性が直接語ることできた場が限られていた上、植民地においてはそのような制限はより厳しく、女性・植民地民という重なる差別のレイヤーの下に置かれていた植民地女性が主体として語る機会自体が極めて少なかったためであろう。

しかし、研究が皆無なわけではなく、看護婦を中心に植民地朝鮮の看護師と産婆制度の展開を明らかにし、植民地朝鮮における産婆制度を概観したイ・コツメの著書『韓国近代看護史』^④と、主に戦後の大韓助産婦協会の流れに着目した『助産歴史一〇〇年』^⑤がある。また、社会主義運動家であり、独立運動家でもあった鄭鍾明の個人史研究、それから鄭と共に朝鮮看護部協会を設立した韓信光という〈産婆〉個人の人生とその思想を雑誌への投稿記事等を通じて明らかにした個人史研究^⑥がある。更には、『毎日申報』を利用して、一九一〇年代に植民地朝鮮の衛生政策を検討し、植民地朝鮮で施行された産婆制度の不急性・不要性を論じた論文^⑦もある。

この論文は産婆政策について、一九九一年に調査し一九九三年に刊行した『韓国民俗総合調査報告書』の口述資料を用いて、朝鮮では妊婦の親戚たちが助産を行う習慣があったため、「朝鮮での産婆制度はあまり時が差し迫ったものでも、

緊要でもなかった」という評価にとどめている。その上で、一九一〇年代の朝鮮における産婆制度を、藤目ゆきの論^⑨を用いて、日本明治政府が富国強兵のイデオロギーの下で設けた日本内地での産婆制度普及と時期的にも一致すると評価した。^⑩

日本で進められた研究には、一九三〇年代から四〇年代にかけての朝鮮の出産状況、特に地方では産婆がほとんど活動していないことを指摘することで、都市から地方まで近代衛生体系が順次拡散したという図式を批判し、都市集中の植民地衛生政策の限界を指摘した愼蒼健の研究がある^⑪。

それに加えて、松岡悦子は社会学の観点から現代韓国助産院の営業不振の理由を、植民地朝鮮の産婆制度が朝鮮社会に定着していなかったためであり、これを「圧縮された近代」概念を用いて分析した。^⑫ この概念は、それまでの近代化論が西欧をモデルにして成立してきたことを批判し、近代化の過程を「第一の近代」と「第二の近代」に区別し、普通西洋では「第一の近代」が成熟した後に「第二の近代」の過程に入るが、台湾・韓国・中国の場合は「第一の近代」が成熟できず、「高度に圧縮されたかたちで、第二の近代」に入って^⑬きて、「第一の近代」と「第二の近代」が共存していたことを示す。^⑭そして、松岡は出産における「第一の近代」を「介助者が有資格化した時期を経て施設化に向かう段階的な変化」と捉えて、「第二の近代」はこの「第一の近代」による問題回避のために起こった「自然分娩運動や脱病院化、また生殖技術による出産」と設定して、^⑮韓国の出産の近代化を分析した。その結果、韓国近代の出産医療化を、韓国では「規則上の産婆の有資格化が一九一四年だった」としても、一九八〇年代まで有資格化は進められており、「無資格者から医師への移行が、助産師を飛ばしておいたのであり、助産師が専門職として成熟する機会がないうちに、担い手が医師に移っていった」と評価した。^⑯

ただし、そもそも西欧をモデルにして成立してきた近代化論を批判するために提案した「圧縮された近代」というモデルも、結局は「西洋」の定型モデルに対する非定型モデルの提示に過ぎないという限界がある。たとえば、「第一の近代」

が成熟できたのかどうかの判断はあくまでも、西洋の過程との比較によって評価できるもので、松岡もこの論文でイギリス・ドイツの例と比較している。また、一九四五年以前の韓国の出産医療状態について、主に朝鮮人産婆養成が上手く進まなかったことを指摘し、「いずれにしても、大部分の韓国入女性が生産をよばずに出産していたことを考えると、産婆はもっぱら日本人女性の出産のために育成されていたとみることができるとする部分は、¹⁷⁾ そのように評価できる歴史的根拠は充分示されておらず、またそのような育成がなされた背景についても考察が充分ではない。「助産師が専門職として成熟」できなかったと述べる際の中身が曖昧な点とあわせて、植民地朝鮮の産婆制度の理解を難しくしている。

以上の産婆研究を総合すると、一九一四年の「産婆規則」から始まった産婆制度の制度史的側面は一定の概観がなされている。ところが、植民地時代の産婆政策は朝鮮人の〈産婆〉を日本人〈産婆〉に比べて多く育成できなかった理由を、朝鮮の出産風習が出産時に他人の助けを受けていない社会であったことに求めて、産婆制度を植民地朝鮮では「至急かつ緊要な制度」ではなく、朝鮮社会に定着できなかった制度であったと評価した点は疑問が残る。

本当に朝鮮では産婆を呼ぶ風習はなかっただろうか。前述したように一八世紀の朝鮮の法典には産婆の存在が明記されている。すなわち、先行研究の前提自体に疑問が生じる。そこで本稿では植民地朝鮮の出産風習と実行された産婆制度の有り様を明らかにするため、次の四つの論点を設定する。まず植民地朝鮮の出産状態を明らかにするために、(一) そもそも朝鮮では産婆のような存在はなかったのか、さらに、朝鮮の出産風習は如何なるものであったのかについて検討する。そして、(二) 総督府側が近代産婆政策を朝鮮で施行するにあたって、朝鮮の出産風習を如何に認識していたのか、また、(三) 朝鮮の出産風習に関する情報をどのように利用しようとしたのかを明らかにすることで、総督府の政策意図を探る。さらに、(四) 朝鮮において「産婆規則」の実施前に行われた産婆養成制度の有り様を検討する。

以上の考察を通し、出産風習という産婆制度の背景と産婆養成制度の実態を具体的にみることで、単に図式化された近代像ではない植民地朝鮮の産婆制度の有り様を提示し、その上で、今までの衛生史研究において看過されつつあった風習

と衛生政策の関わりを究明する前提を整えたい。

※本稿において、大韓帝国期のことは「韓国」と、植民地朝鮮期のことは「朝鮮」と表記した。なお、本稿で〈産婆〉は、植民地朝鮮で施された産婆制度によって、産科学を学び、免許を取得した女性専門職としての近代的産婆を示す。一方、へーなしの産婆は民俗学などで使われる時期性を帯びてない、出産を手伝った女性を示すことにする。

- ① 申東源著・任正嫻訳『コレラ、朝鮮を襲う…身体と医学の朝鮮史』（法政大学出版局、二〇一五）、ジョン・クンシク「植民地衛生警察の形成と変化、そして遺産——植民地統治性の資格より」『社会と歴史』九〇（韓国社会学会、二〇一一）、ベク・ソンレ「一九二八年京城の腸チフス流行と水道水質論争」『ソウルと歴史』一〇一（ソウル歴史編纂院、二〇一九）、バク・ユンゼ「韓末、日帝初防疫法規の発布と防疫体系の形成」延世大学校国学研究院編『日帝の植民支配と日常生活』（ヘウォン、二〇〇四）、バク・ユンゼ「韓国近代医学の起源」（ヘアン、二〇〇五）、シン・ドンウォン「韓国近代保健医療史」（ハンウルアカデミー、一九九七）、ヨ・インソク「大韓医院と植民地近代性の問題」『延世医史学』一一二（二〇〇八）、など。
- ② ソウル大学校奎章閣『奎章閣資料叢書法典篇 大典通編 上』（ソウル大学校奎章閣、一九九八）、三七三頁。
- ③ 木村尚子『出産と生殖をめぐる攻防——産婆・助産婦団体と産科医の一〇〇年』（大月書店、二〇一三）、吉田佳代「助産師の職業としての成り立ち…その歴史的展開」『熊本大学社会文化研究』一二（二〇一四）、宇佐美英機「明治期の産婆規則——滋賀県の事例——」『社会科学』四五（一九九〇）、宮本恭子「島根県における近代産婆制度運用に関する研究」『社会文化論集・島根大学法文学部紀要社会文化学』
- 科編』一一（二〇一五）、柳原真知子「産婆二三戒」に見る近代産婆の教育観」『山梨大学看護学会誌』（二〇〇三）、八木聖弥「明治初期の看護・助産教育」『京都府立医科大学雑誌』一九一（二〇一〇）、高橋みや子「東京府病院産婆教授所の本免状産婆教育に関する研究」『看護教育学研究』一一二（日本看護教育学学会、一九九三）など、様々な分野からの研究があるが、今回の論文では日本の産婆制度研究についての整理は省いた。
- ④ イ・コツメ『韓国近代看護史』（図書出版ハンウル、二〇〇二）。
- ⑤ 大韓助産協会「助産歴史一〇〇年」（大韓助産協会、二〇〇六）。
- ⑥ イ・コツメ「韓信光——韓国近代の産婆であり、看護婦としての人生」『医史学』一五一（二〇〇六）、同「日帝強占期産婆鄭鍾明の人生と運動」『医史学』二九一三（二〇一二）。
- ⑦ 彼らは一九一〇年代の朝鮮における産婆制度を、藤目ゆきの論を引用して日本明治政府が富国強兵のイデオロギーの下で設けた日本内地での産婆制度普及と時的にも一致すると評価した。ところが、実際に朝鮮で産婆規則が定められたのが一九一四年、すなわち大正年間であったことを踏まえば、明治政府と一九一〇年の朝鮮総督府の行政方針をほぼ一直線上に分析することは、時的にも、その担当者を考えても正しくない。ジョン・ヒュキョン、キム・ヒュシユク「一九一

○年代植民地朝鮮に具現された衛生政策」水曜歴史研究会編『日帝の植民地支配政策と毎日新報——一九一〇年代』（ドウリメディア、二〇〇五）五九―一二二頁。

⑧ ジョン・ヒュキョン、キム・ヒュシユク前掲論文、九九頁。

⑨ 藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・

優生保護法体制へ』（不二出版、一九九七）。

⑩ ジョン・ヒュキョン、キム・ヒュシユク前掲論文、九九頁。

⑪ 愼蒼健「植民地衛生学に包摂されない朝鮮人——一九三〇年代朝鮮社会の「謎」から」坂野徹・愼蒼健編『帝国の視角／死角（昭和期）

日本の知とメディア』（書弓社、二〇一〇）。

⑫ 松岡悦子「医療化された出産への道程——韓国の「圧縮された近代」小浜正子・松岡悦子編『アジアの出産と家族計画』（勉誠出版、二〇一四）。

⑬ 松岡前掲論文、二五一頁より再引用。

⑭ 同右、二五一―二五二頁。

⑮ 同右、二五二頁。

⑯ 同右、二五三頁。

⑰ 同右、二五三頁。

一 朝鮮の出産風習

植民地朝鮮における産婆政策を分析するためには、まず当時の朝鮮における出産風習を明らかにする必要がある。先行研究では、朝鮮では伝統的に産婆に当たる職がなかったため、産婆政策も定着できなかったと評価されてきた^①。確かに、一九一五年の『最近朝鮮事情要覧』「第四章 衛生」^②にて、朝鮮で行われている産婆制度を紹介する際に「産婆ハ従来朝鮮人ニ於テ就業スル者ナキノミナス一般人ハ産時ニ他人ノ介補^{マッ}了嫌忌セシカ近時産婆ノ技能ヲ経験スルニ随ヒ稍ヤ歓迎ノ色ヲ呈セリ」と述べた部分をみると、植民地支配初期から総督府側は産婆制度の不振の理由を朝鮮の風習に求めていることが読み取れる。

しかし、職業として〈産婆〉に就くものはなかったとしても、前近代朝鮮でそのような役割が皆無であったのだろうか。すなわち、以上のような評価が正しいのかを分析するためには、そもそも「産時ニ他人ノ介補了嫌忌セシカ」という風習の真偽を明らかにする必要がある。

かかる問題を検討するため、この時期の医療民俗誌と中枢院^③の参議を対象として行った朝鮮風習調査の報告書を用いる。

これまでの朝鮮風習に関する研究の中では、朝鮮風習に関する民俗誌を、作成者は軍隊や警察関係の日本人が多かったため、その作成意図や作成者の視線にバイアスが掛かっていたと考え、信憑性が低いため使用しない傾向があった。しかし、韓志沅^④の指摘の通り、一九一〇～二〇年代の医療民俗誌と医療民俗資料は、植民地行政の施行のため作成したものであるため、一定の事実を反映したもので、「植民地初期の衛生行政の土台」^⑤になるものであった。それ故に、この節では朝鮮の出産風習について、調査及び作成者の意図に注意しつつ、民俗誌を用い、加えて中樞院の調査報告書及び当時朝鮮の新聞記事や朝鮮人が著した出産風俗に対する論文なども用いることで、多角的に検証する。

(二) 日本人による朝鮮の出産風習調査

まず、第八師団軍医部の軍医たちが一九一二年から二年間の朝鮮駐箚中の課題として作成した「朝鮮人ノ衣食住及其ノ他ノ衛生」^⑥を取り上げたい。このうち「(四) 分娩、育児」は恵山鎮(今の北朝鮮の両江道恵山市)の出産風習を当時一等軍医であった山田貫一が調査して作成したものである。ここでは「分娩ニ際シテハ内房ヲ産室トシテ通常親族若クハ知己ノ経産婦(又ハ出産ニ経験アル婦人)数名専ラ産婦ヲ介助ス」^⑦と述べられている。なお、「(五) 衛生機関」には当時の朝鮮における産婆についての記述があり、「産婆トシテ専門ノ学ヲ研究セシモノナク出産ニ当タリテハ家中ノ経験アル老婆之ヲ看護シ又ハ他家ノ老婆ヲ臨時雇傭ス」^⑧と、彼らが産婆を規定する重要なファクターの一つが「専門ノ学」であったことが確認できる。また、この記述によって朝鮮北部で出産の時には「家中ノ経験アル老婆」や「他家ノ老婆」を臨時に雇用して産婦の看護に当たったことが窺える。

次に忠清道と江原道の地方警察部長を歴任し、植民地期の朝鮮風俗調査において著名な今村頼『朝鮮風俗集』を取り上げよう。彼はその序文で、自身が渡鮮した一九〇八年には「未だ法令も完備せず、行政上唯手加減を以て処理する事務甚多かりしかば、如何にせば、職務の執行が民度ご調和を得るかと云ふ点に付き、苦心したる」^⑨として、職務の執行のため

に調査を始めた」と明記している。全体の内容は朝鮮王朝の刑事警察や官制、朝鮮人の犯罪・出産・迷信・宗教までをはば広く扱っている。

その中の「朝鮮人の出産」という章では、当時朝鮮の出産状況について次のように述べられている。

上流社会は初産に限り、五六ヶ月より生家に帰って産むも、中以下は夫の家の内房を産室とし戸牖を閉ぢて籠居す。比較的助産に経験ある老婆あり之れを産救安と称す、分娩に際しては此女を雇ひ来り婦に侍せしむ。下級社会は産救安を要せず、親戚の老母が之を援け或は産婦自から助産の用を弁ず^⑪

すなわち、上流社会とそれ以下の社会とは異なる文化があり、上流社会の妊婦は自分の実家に帰って出産するが、それ以下はそうすることができず、「内房」という朝鮮時代の婦人部屋を産室にして閉じ籠もる。かつ、上流階級は助産経験がある老婆を「産救安」として分娩を助けさせたが、それ以下の階級の人々は「産救安」を要していなかった。以上からみると、朝鮮の前近代にも「産救安」という出産時の助けのため雇う女性等はいた。下級社会では「要せず」とはいうものの、実際は「産救安」を雇う経済的余裕がなかっただけで出産を手伝う人を必要としていたことは、「親戚の老母が之を援」けたと述べた部分から読み取れる。

（二）朝鮮人による朝鮮の出産風習調査

そうであるならば、この「産救安」及び朝鮮の出産風習について当時の朝鮮人はどのように語っただろうか。一九二四年一月一七日に囑託李寅洙より中樞院書記官長へ提出された『中樞院調査資料 雑記及び雑資料（其二）^⑫』は上流階層に限られてはいるが、朝鮮人参議の金聖睦（調査担当者）、柳正秀、李寅洙、朴承章、劉猛、柳鎮赫の六名の中樞院参議が

自分の経験及び見聞した朝鮮の風習を物語ったものである。この調査は出生から教育、結婚、葬式までの生涯にわたる風習に関する調査であり、その調査項目は大きく「一、出生ヨリ書堂ニ入ルマテ」「二、書堂修学時代」「三、結婚ヨリ老年マテ」の三つからなる。この調査の意図は、「風俗調査問題要項」^⑬の最後の「備考」の「本問題ニ就テハ初メテ渡鮮シタルモノニ説明スルノ心持ヲ以テ平易ニ経験又ハ見聞ヲ記載スルヲ要ス」という部分から窺えるように、朝鮮に渡つて来る日本人に朝鮮の風習を説明するためであつた。

このうち、出産風習に関する部分は「一、出生ヨリ書堂ニ入ルマテ」であり、産婆に最も関係ある質問は次の二つ、
「(六) 産婆ハ必ス聘スルヤ出産前後幾日間来ルカ」、「(七) 産婆ヘノ謝礼ノ方法、時期及金品ノ程度如何」である。これらの質問に対する各自の答えは【表】としてまとめた。

【表】の返答を総合してみると、〈産婆〉ではないが、親戚、もしくは近隣の老婆で出産や助産の経験のあるものを雇つて、家計の程によつて差はあるが米や衣服を以て謝礼としていたことが読み取れる。しかし、彼らの言葉には差があつて、以上の老婆のことを金聖睦は「解産求援」と、柳正秀と朴承章は「解産救援」と呼ぶと述べている。また、金聖睦と柳鎮赫は以上のような助産に携わる老婆と近代の〈産婆〉とを区分しているが、他の人々の返答にはそのような区別は読み取れない。

さらに「産救安」に関する論文として、時期はやや離れているが、一九三四年の朝鮮民俗に対する様々な論文を集めた『朝鮮民俗』という雑誌の第二号に載つた金文卿^⑭の「出産に関する民俗——京城を中心として」^⑮がある。この論文は、彼の序文によると朝鮮民俗を研究している秋葉城大学教授の依頼によつて、京城の知り合いの老婆等に聞き取つて、調査したものであつた。

この論文の「二、分娩」「A分娩の準備」「1、「産救安」」には、朝鮮の出産風俗について次のように述べられている。

【表】 中枢院員を対象とした朝鮮風習調査に現れる朝鮮の出産風習

名前	出産風習の調査設問に対する答え
金聖陸	1. 従来ハ近代式ノ産婆ナク概シテ夫家ニ於テハ姑又ハ夫ノ祖母実家ニ於テハ母、祖母之ヲ為ス然〔ラ〕サレバ親戚中或ハ知人中（身分ヲ擇バス）経験ニ富ミ且ツ曾テ不幸ヲ見ザル謂ハバ幸福（子福ノモノ）ノモノニ依頼シテ産婆ノ用ヲ為サシム之ヲ解産求援ト謂フ是等ノ来ル日子ハ不定ナル〔モ〕大概孕婦ノ気嫌ヲ見テ来ラシム 2. 産婆ヘノ謝礼ノ方法ハ金穀ト衣服又衣服地ヲ以テス其ノ時期ハ三七（二十一日間）百日一周年ノ誕生日ナリ其ノ程度ハ貧富ノ程度ニ寄り之ヲ異ニスルヲ以テ定リナシ
柳正秀	1. 産婆の名称は無きも解産救援と称し多産経験人の中に有福者を選び臨産聘来し三七日限り看護せしむ 2. 産婆の謝礼は別に定めたる物が無きも裏衣一件は細布或は細〔綿〕を以て為す例給するを製す
李寅洙	1. 産婆ハ助産ニ経験アル老婆ヲ雇フ事アリ或ハ家族及親戚中経歴アル者ニ頼ミ助産ヲサセル事アリテ産婆ヲ雇フ場合ハ出産前後二三日来ルモノナリ 2. 産婆ノ謝礼ハ其家ノ貧富ノ程度ニ依リ一定セサルモ普通ノ家庭ニ於テハ産婆ノ衣服上下一着米一二斗位ヒ遣ルモノナリ
朴承章	1. 家族中ニ産事ニ経験アル老婆アレハ之レ産婦ノ介抱ヲ為シ相当ノモノナキ場合ハ他ヨリ聘スルモノニシテ大概〔予得ヲナシテ臨月ニ至レハ産婦ノ家ニ来テ孕婦ノ容態及腹ノ具合ヲ察シテ安産ノ時（切られ）〕産前一週間ヨリ産後二週間位ヲ普通トスルモ之レ矢張り家計ノ程度ニ依〔ルヲ以テ〕産苦アルトキノミ聘スルコトアリ 2. 産婆ヘノ謝礼ハ家計ノ程度ニ依ルモノニシテ普通トシテハ〔産後二三週日ニ至レハ〕衣服ノ地トシテ金巾三十尺木綿一反ニ金四五円ト白米一二斗ヲ支給ス然シ産科カ貧寒ナレハ別問題トシ豊福ナル家ニ付ケハ一度解産救援（産婆）ヲスレハ永年其ノ功劳ヲ称シ米穀、飲食其ノ他古衣類ヲ度々貰フコトアリ而シテ〔若シ之モ〕生児不幸ナレハ更ニ請求スルコトナシ
劉猛	1. 親母媳母乳母保母媵婢世娼之中で無所不可であり、臨時幹事するか或択他媼の嫺熟閑歴者し産期臨迫すれば預為準備して以待分娩という 2. 所謂酬勞が其揆不一し、或以米錢するか或以衣簪で必於婦家即時し、継後永作親人し往来緊切に施誼多端と云う
柳鎮赫	1. 中流以上ノ家庭ニテハ産前産後引続キ聘スルモ中流以下ノ家庭ニテハ分娩差迫リタルトキ（凡ソ一週日以内）招クヲ普通トス、産婆專業者出来ルマテニハ比較的助産ニ経験アル老婆ヲ聘セリ之レヲ産救安ヲ称ス下流ニ於テハ多ク親戚ノ老母カ之ヲ援ケ或ハ産婦自ラ助産ノ用ヲ弁スルコトアリ 2. （1） 謝禮方法 大抵使者ヲシテ産婆ノ宅ヘ届ケシムルヲ普通トス （2） 時期 大抵産後一週間以内トス （3） 金品 金錢ヲ贈クルヲ普通トスツモ稀ニ反物ヲ贈ルコトアリ （4） 程度 貧富ニ依リ一様ナラザルモ普通二十円内外ト謂フ

- ※ 「一 出生より書堂に入るまで」『中枢院調査資料「雜記及雜資料（其二）」』（国史編纂所所蔵）より。
※ 本文にカタカナで表記されているものはカナカナで、ハングルはひらがなに読み替えて書き直した。
アラビア数字は引用者による。
※ （ ）は原文のままである。〔 〕は引用者によるもので、挿入文であることを示す。
※ 一部、意味が通らない箇所があるが、国漢混用文のまま表記した。

助産を務める老婆を「산구완」(産救安) とか、「해산관」(解産救安) 等と云って、大抵は妊婦の家の老婆か、妊婦の母或ひは祖母か、又は妊婦の姑かその役に任ずるのであるが、時に他人を「産救安」として雇ふ場合もある。こんな時は、有福で、子孫をよく育てた、而も助産に経験のある老婆を撰ぶ。そして此の産救安は、分娩後三日まで産家に止まり、助産の役を勤めるが、時には初七日までも産家に居って、嬰兒及び産母の世話を見てやることもあるさうだ。この産救安に対する報酬は、境遇に応じて多少の違いはあるが、「속옷」(內衣) とお金を贈ることは通則であるらしい。それは嬰兒の寿福のためだと云ふが、その訳は分っていない。^⑰

このように、「産救安」は「妊婦の母或ひは祖母か、又は妊婦の姑」、概ね妊婦の家族の老婆が携わっていた。また、「産救安」や、「解産救安」とあり、これらは近代的職業とは言いがたいが、內衣、すなわち下着とお金を贈ると述べていることから、賃金というよりは謝礼品や金という形式で、確かに出産を助ける役割を果たす女性が認知されていたことが分かる。ただ、そのような人を雇うことができる階級とできない階級があったというのが実態なのであった。以上を総合すると、朝鮮伝統の出産風習は極めて私的に行われたが、日本のトリアゲババと同様に、産科学などの専門的な医療知識は持っていないが、親戚もしくは近隣の老婆の中で助産の役割を担った人々が存在したことは明らかである。

(三) メディアに映る朝鮮の出産風習

朝鮮では元々産婆というものがないという認識はどこに起因したものか。かかる問題を検討するために、まずは一九一〇年一月一日付の『慶南日報』の「衛生警察注意」^⑱と題された朝鮮の衛生における弊習を注意すべしと述べている記事を取り上げたい。この記事の要旨は、朝鮮人は迷信のため近代医学に頼らない出産風習があるという批判である。この記事には、衛生警察側の朝鮮出産風習への認識を窺わせる文章が載っている。それは、「産婦が一切産婆の手を経えない

いこと等の迷信的弊風は今日にも往々に有り」と、朝鮮人は迷信的弊風があつて産婆の手を借りないという叙述である。ここで興味深いことは、朝鮮では産婆を利用していないと断言していることである。この記事が言うところの産婆が、近代的な〈産婆〉のことであるのかは明記されていない。もし〈産婆〉のことならば、まだ一九一四年の産婆規則が設置される前であるためそのような〈産婆〉との接点が殆どない朝鮮人たちが〈産婆〉の手を借りようとしなないことは自然である。また、この産婆が日本でトリアゲババのような伝統的に出産を手伝う女性と想定して調査をしたものであったなら、朝鮮では風習上産婆ではなく「産救安」などと呼んでいたため、調査の質問自体が錯誤を呼び起こした可能性もある。それから、もう一つ注目に値するのは、そのような風習を「迷信的弊風」と位置づけていることである。すなわち、産婆の手を借りないことは迷信と等値されていたのである。

このように朝鮮人の出産風習と迷信を等値して批判する内容の記事はこの後も続く。一九一〇年二月一日の『毎日申報』第一面には「出産と産婆^⑨」と題された社説が掲載された。出産こそが世界で一番の難事と書き出し、出産の安危は胎児の位置によるものであり、そのため妊娠五ヶ月以上になると必ず〈産婆〉に頼んで、胎児の位置を確認する必要がある、また〈産婆〉に頼んでおけば、もし横産逆産になっても処置ができるし、産後の衛生的処理までもできると〈産婆〉の必要性を縷々と述べている。しかし、朝鮮人は元々産学がなく、単に老婆を雇うか、初手の少婦に任せて出産は三神に關わるものと信じて祈禱するのみであると批判し、文明の日が来て産婆学が振興しているので、是非とも〈産婆〉に依頼しようと唱える内容である。

すなわち、朝鮮の出産風習は老婆や素人の少婦に任し、迷信に頼っているので危険であると批判し、その解決のためには〈産婆〉の利用が必要であるとして、朝鮮の出産風習と近代的産婆制度を対峙させる言説である。『毎日申報』が総督府御用新聞であったことを踏まえれば、メディアを通じて、〈産婆〉を文明と繋いでその利用を促す方法は植民地初期から用いられていたことが分かる。^⑩

この記事の興味深い点は、老婆や素人の少婦など、朝鮮でも出産の時に手伝う女性たちがあつたことを明記しながらも、彼女らは産科学を学んだことのない無知のものであつたと問題視している点である。すなわち、近代知識を学んだ〈産婆〉という中間エイジェントの介入によって朝鮮の出産風俗の改善を目指していたと評価できる。

それから、一九二六年三月六日付『東亜日報』の「家庭衛生（六）」²⁴という記事を見ると、「朝鮮婦人の中では、一種の迷信的考えで産する時はサムシンを拝めているから危険を恐れないと云う人もいて、若しくは病院に行くとは必ず胎児を裂いてしまうなど、機械で取り出す等、病院では健康な子が産まれないなどの根拠のない話を信じて…」と朝鮮の出産風習と医学不信を批判している。すなわち、朝鮮の人々は出産はサムシンという神の仕事だという迷信と病院に関する噂を信じるため、医学に頼らない危険な出産風習を保っているとして、「迷信」と病院に行かない出産風習を等値している。

以上のように朝鮮人の出産風習と迷信とを等値した理由は、朝鮮の風習を劣等なものとして位置づけ、植民地当局側の支配の正当性、すなわち、文明化の義務という正当性を自分たちに与えるためであつたことはいまでもない。このような等値は危機感を醸成し、〈産婆〉の利用を奨励する装置の役割を果たしたと考えられる。それでも、植民地朝鮮で産婆制度が定着できなかったとすれば、それは、このような装置がうまく働いていなかったことを示す。その理由は「産婆を利用しなかった」風習のためではなく、むしろ「解産救安」という親戚や近隣の老婆を雇い、助産させる風習があつたためであり、この風習と衛生政策とのヘゲモニー争いで総督府側が行った近代衛生政策が勝つていなかったことを意味する。そして、一九三七七年の『第七三回帝國議會資料』の「二六 朝鮮ニ於ケル医師、齒科医師、薬剤師、産婆、看護婦ノ分布補充及養成ノ状況」²⁵にある、植民地朝鮮の産婆制度を植民地当局が評価した「古来鮮人ハ分娩ニ当リ他人ノ介補ヲ受クルコトヲ嫌忌スルノ風習アリ爲ニ併合前ニ在リテハ助産ヲ業トスル者ナカリシガ」という部分を見ると、以上の言説、すなわちそもそも朝鮮では産婆という風習がなかったというのが一九三〇年代に至るまで産婆養成不振の言い訳になっていることが確認できる。

- ① ジョン・ヒュキョンとキム・ヒェシユク（二〇〇五、九九頁）は、朝鮮には元々出産する時には家族や親戚の女性の手伝いを受け、産婆等と呼ぶ文化がなかったと述べた。
- ② 朝鮮総督府編纂『最近朝鮮事情要覧』（朝鮮総督官房総務局印刷所印刷、一九一五）二六六―二六七頁。
- ③ 中樞院は大韓帝国期の一八九四年第一次甲午改革の時に軍国機務処で推進した政治改変のため失職した政治家たちの不満を最小限にするため、失職者を優遇する目的で設置された。ところが、第二次甲午改革の一八九五年には官制改定によりその性格が法律や勅令を審査し議定する機関と改定されてその権限が大きく強化された。中樞院は一九一〇年の合併後も勅令第三三五号朝鮮総督府中樞院官制によって存置されるが、その性格は合併に協力した朝鮮人功労者の中で総督府官僚になれなかった者たちに、総督への諮問という名目で地位と職業を与えるための機関であった。また、中樞院の諮問機関としての主な役割は一九一五年に総督府から移管された旧慣調査事務であったが、一九一九年の三一運動の影響で社会慣習に対する諮問事項も付加された。キム・ユンジン『朝鮮総督府中樞院研究』A study of the Jungshwon of the government general of Joseon』淑明女子大博士論文（二〇〇九）。
- ④ 韓志沆『朝鮮総督府医療民俗誌を通じて見た衛生風習研究』（民俗苑、二〇一三）。
- ⑤ 同右、一九頁。
- ⑥ 第八師団軍医部編『朝鮮人ノ衣食住及其ノ他ノ衛生』（龍溪書舎、二〇〇五）。
- ⑦ 同右、一二五頁。
- ⑧ 同右、一二七頁。
- ⑨ 今村鞆『朝鮮風俗集』（斯道館、一九一五）。
- ⑩ 同右、「自叙」。
- ⑪ 同右、三〇五頁。
- ⑫ 『中樞院調査資料』「雑記及び雑資料（其二）」（国史編纂委員会韓国史データベース、http://db.history.go.kr/item/bookViewer.do?itemId=jr_046_0010%2010%201%2011）。
- ⑬ 同右、一五頁。
- ⑭ 金文卿は一九三三年には京城帝国大学の法文学部の助手であったが、『京城帝国大学一覽』から名前が確認できるのはこの一年のみである。なお、助手の場合はその専門も明記されておらず、彼は助手会にも所属していなかったため、その後のキャリアについては不明である。しかし、この年に『朝鮮の鬼神』を著した社会学講座担任の教授として秋葉隆も京城帝国大学の法文学部にいたことから、恐らく金文卿は秋葉隆の助手であったと推測できる。『京城帝国大学一覽 昭和八年』（京城帝国大学、一九三三）一六八頁。李曉辰「京城帝国大学文科助手会と会報『学海』」『関西大学東西学術研究所紀要』五〇（二〇一七、四）二七一―二八五頁。
- ⑮ 金文卿「出産に関する民俗——京城を中心として——」『朝鮮民族』二（朝鮮民俗学会、一九三四、五）三五―一〇二頁。
- ⑯ 秋葉隆については注⑭参照。
- ⑰ 金文卿前掲論文、四二頁。
- ⑱ 『慶南日報』一九一〇年二月二日付。『慶南日報』は韓国人によつて一九〇九年一〇月一日創刊された韓国最初の地方新聞。発行人兼編集人は蔚山出身の地域有志の金弘祚で、発刊当初の主筆は「是日也放聲大哭」で有名な言論人であった張志淵であった。一九一五に廃刊。総発刊号数は八八七号。各新聞のより詳しい性格等の分析は、別稿を用意している。キム・ナンソック「一九一〇年代慶南日報の性格に関する考察」『東北亜研究』二三（慶南大学極東問題研究所、二〇

〇八。

¹⁹ 『毎日申報』一九一〇年二月一日付。『毎日申報』は、朝鮮語新聞で朝鮮人を対象とした朝鮮総督府の機関紙であった。特に併合後もない一九一〇年代の同和政策に大きく寄与したと評価されている。水曜歴史研究会編前掲書。

²⁰ 『毎日申報』「産婆養成の必要」一九一三年三月二三日付、「社説 産婆養成の急務」一九一三年九月二四日付、「社説 産婆養成の急務」一九一四年二月二五日、「産婆使用の必要」一九一四年九月八日付等。
²¹ この記事に出る「サムシン」については注²²を参照。『東亜日報』一九二六年三月六日付。『東亜日報』は発行兼編集人の李相協と印刷人の李容文の名義で発行許可申請書を出して、一九二〇年一月六日付で許可を受けた朝鮮語新聞。その勃起人代表は金性洙で、創刊当時の社長は朴泳孝であった。重要幹部陣は金性洙を中心とした早稲田大学出身の留学派であった。鄭晋錫「〈東亜〉と〈朝鮮〉の言論としての

性格と方向——二〇年代前半期民族指導論の方向」『韓国独立運動史研究』五（独立記念館韓国独立運動史研究所、一九九二）六〇八頁。

²² 「三神」と表記される朝鮮伝統の民俗宗教の神であり、主に妊娠に携わる。朝鮮史編修会嘱託などの活動で著名な親日派歴史家であった崔南善の『朝鮮常識風俗篇』によると、サムシンはサム神と表記され、サムというのは震語で胞胎を指す語であり、それゆえ、サム神はまず胞胎神を意味するという。一方、妊娠のできない女性が祈る神でもあり、それを総合してみれば、サム神は命神であると言う。崔南善「朝鮮常識 風俗篇」イ・デヒョン編『六堂崔南善全集二文化・風俗』（ヨクラク、二〇〇五）二二頁。

²³ 「二六 朝鮮ニ於ケル医師、齒科医師、薬剤師、産婆、看護婦ノ分布補充及養成ノ状況」『第七三回帝國議會説明資料』（国家記録院所蔵、CJA002471）。

二 在朝鮮衛生医療関係者の見た朝鮮の出産場景

（一）朝鮮総督府衛生嘱託山根正次が主張する産婆養成の急務

朝鮮の植民地化は一九一〇年の韓日併合によるが、周知の通り、一九〇五年には漢城（後の京城）に統監府が設けられ、すでに政府の要職には日本人専門家が嘱託として雇われ、様々な政策に大きな影響を及ぼしていた。殊に西洋医学に基づく専門家たちの意見は重要視され、後に植民地朝鮮で行われた医療・衛生政策に繋がっていた。そのため、植民地朝鮮における産婆制度の意図を浮き彫りにするためには、彼らが朝鮮の出産習俗をどのようにみていたのかを検討する必要がある。

本章ではまず、一九一〇年に朝鮮総督府衛生嘱託になる山根正次が併合前の韓国の衛生と出産について述べた記事を取り上げよう。山根は、一九一〇年五月に私立日本医学校の校長のまま、朝鮮総督府の衛生顧問に就き、内部衛生局の嘱託になった後は、京城の淑明女学校や地方で「衛生講話」を行うなど衛生に関する言論活動に積極的であり、植民地朝鮮の衛生政策に大きな影響を及ぼしたと評価される人物である。^③一九〇五年、『産科婦雑誌』に載った山根の「韓国衛生と産科婦の關係」^④は、まだ韓国に渡る前ではあるが、日本の産科婦、すなわち〈産婆〉を派遣する必要があると主張する記事である。

彼はまず、「私は韓国に於ては日本よりして産科婦を差向くるの必要ありと信じます」と最初から言い立てた後、「朝鮮人の婦人の結婚をしたものの死ぬるのは、何に因つて一番多いかといふことを聞くと、何分にも産科婦といふものはないし、産科医といふやうなもののない為に、朝鮮では産の時に斃れる者恐らくは産褥熱を起して斃れるもの、或は難産の為に医者の助けがない為に死するもの等が一番多いと云ふことを聞いて居った、又今回韓国に渡つて見ても同様の話を聞くやうな姿態であつた」^⑤と、当時まだ出産の専門家というものがいない韓国の惨状を伝えている。

また、「凡そ国の発達を図るには、どうしても其国の衛生といふものの発達を良くしなければならない、国民が強壯で能く物に耐へて動作することが出来るならば其国は富国となり強盛となるのである」^⑥と、衛生の発達とそれによる国民の壮健が富国に繋がると述べ、日本の衛生学者たちの論説を繰り返している。それから、「国民の数が昔は日本とは差別がなかったに拘らず一方に於ては大変に増殖し韓国に於ては其数を減じたといふやうな有様である、国民の減ずる国は発達をしない」^⑦と、〈産婆〉の派遣問題を国民増殖とそれによる国力成長の観点から見ていることをはっきり述べている。続いて彼は韓国の国力成長が韓国を保護する日本の急務であると述べている。

その国民増殖について彼は、「今の朝鮮人の人数を殖やす上に於ては女性が沢山の子を産み得て、能く之を育たしむるやうにしなければならない、それには此産科婦を彼の国に派遣して実験あるところの産科婦の下に韓国の婦人がお産をす

るといふことになれば、子供も健全であり、母も健全であるといふことからして、随って国民が殖えるやうになるだらうと思ひます^⑧」と、経験のある〈産婆〉を韓国に派遣することをその方法と考えていた。続いて、今の日本では産科婦養成が盛んになり、出産がより清潔になったが、韓国の場合はまだ不潔であるため産褥熱で死ぬ産婦が多いと歎いた。

彼は韓国の出産の不潔な状態の事例として、韓国婦人は妊娠したら犬の子を飼い始め、その犬に出産時の血液や悪露、ましてや胎盤まで食わせると述べている。これに続いて彼は、このように韓国の出産がまだ不潔な理由を「何故かならば産科婦といふものの有難きことを此人民が知らない結果であるが為である」と、〈産婆〉の有難さを理解していないからだと言いつて立っている。そして「若しも此日本より熟練したところの殊に實地に最も熟練したところの産科婦を送つて此韓国婦人の産に立会はせしめて清潔法を守つてさうして能くやらしめたならば追々には其有難き感じて多数の妊婦が日本の産科婦にもかからうし、又韓国の婦人が産科婦を稽古する、学ぶと云ふことにまで傾いて来るに違いない^⑨」と、日本の〈産婆〉が韓国婦人の出産に立ち会うことで韓国婦人も徐々にその「有難さ」を感じて、多くの妊婦が「日本」の〈産婆〉にかかるようにするため、「日本」が〈産婆〉を送る必要があると再説している。一方、韓国婦人が〈産婆〉になる可能性については、日本の産婆名簿登録などの具体策にはふれず、「産科婦を稽古」して、学ぶようになると、曖昧な表現にとどめている。

このように山根は刺激的な事例を挙げて韓国出産状態の不潔なイメージを浮き彫りにして、不幸で不勉強の朝鮮人を学問に優れている日本が救わないといけないと述べた。韓国のためといながら、その主体はあくまでも「日本人」と考えていて、その経験豊かな「日本人」の〈産婆〉が「韓国婦人」を惨状から救わないといけないと、「日本人」中心の施恩的な構想を有していたことが読み取れる。

最後に彼は、〈産婆〉を送る必要をいま一度取り上げているが、その内容は次の通りである。

単り此産科婦が韓国人に幸ひするのみならず、韓国の指導に当たるところの日本人が是れからは沢山に行くのである、それでも今日既に多数の日本人が商となく工となく入り込んで居る以上は夫妻を連れて彼方へ行つて居り又多数行くのであるが故に非常に便利を得ることであらうと思ふから後來熱心に韓国に行つてでもやるといふところの精神のある者をして之を学ばしむるといふことは必要であらうと思ふ^⑩

すなわち、併合の前であるのにもかかわらず、彼が〈産婆〉を送ろうした理由は単に韓国人のためだけではなく、実はこれから多数の日本人が韓国に行くことを念頭に置いたためであつた。^⑪彼にとつて日本人は「指導」する主体であつて、朝鮮人はあくまでもそれに従ひ救われる客体であつたことが、この部分からも判然としている。勿論、この記事等の内容で彼が朝鮮併合までもくろんでいたとは断言できないが、少なくとも彼らがこれからも日本が朝鮮を指導しなければならぬと考えていたことは明白である。

山根のこのような日本の〈産婆〉を朝鮮へ送る計画は、一九一〇年一〇月に『經濟時報』に載つた「朝鮮の衛生状態」^⑫で、植民地政策の二要事として衛生と交通を挙げ、植民地になつた朝鮮のこれからの衛生政策における急務を出産状態の改善だと述べ、その解決のため女医や〈産婆〉などを派遣しようと主張した記事からも確認できる。現に、産婆派遣という計画は同時期同仁会においてすでに行われていた。^⑬「日進医学を基礎とし、仁慈博愛を本願とし之を清韓其他亜細亜諸国に施く」^⑭ことを主旨とするこの同仁会で山根は一九〇四年には理事を務めていた。^⑮山根の〈産婆〉の派遣、そして、日本人の韓国進出という主張はこの同仁会との関係を示唆する。

（二） 漢城病院産科婦人科部長工藤武城の「韓国婦人分娩の危険」

続いて、一九〇七年に『産科婦雑誌』に掲載された当時漢城病院産科婦人科部長であつた工藤武城の「韓国婦人分娩の

危険¹⁸⁾」を見てみよう。工藤は、「元來國民の消長は人口の繁殖率に正比例」するのであり、「現代に於ても洋の東西を問はず、苟くも文明國に伍し、富國強兵と稱せらる國民は、常に人口繁殖に意を注いで分娩に関する設備に力め、年々幾數萬の巨資は此がために投ぜられて居る¹⁹⁾」と、山根より鮮やかに「富國強兵」のための人口問題を取り上げている。

その後、「翻つて之^マを之^マを韓國民に見る。彼らの間には一の分娩補助者もない。目下余の手許に集つて居る韓國の医学文献に於て散見する分娩術の知識に至つては殆どホッテントット土民以下である²⁰⁾」と、韓國の医学知識が「ホッテントット土民」よりも劣っているものだという、彼が韓國人の医療程度を野蛮と位置づけていることが分かる。そして工藤はこのような劣悪の理由について、「元より産科助産婦学の技たる、天性羞恥の念に富める婦人之陰部に關して居る。故に其余儀なくせらるる程度迄は他人の來て産房を窺ふを忌むの念があるのと、當國宗教的の迫害とは其進歩を妨げられし原因であらうけれども、文献の示す處に因れば、古來韓國婦人は男子の玩弄物視せられ、甚だしきは一種の財産と見做されて、その生命に關して多大の価値を置かれて無かつたのも大いに關係が有つたらう²¹⁾」と、韓國女性の地位の低さにあると述べている。

これに續いて、出産の際に「其症狀を察し轉機を見て、分娩の異常を疾く医に報じ、応急の処置をなし、保護避患の任を尽すべきものは實に助産婦である」と〈産婆〉の役割の重要性を述べてから、「然るに韓國に於て嘗て一個の助産婦學校の設立あるを聞かぬ」と歎いている²²⁾。この問題を解決するため、彼は當時「韓國内務大臣²³⁾」に論文を送つて助産婦學校の急設を促したが、その間數回の政變があり、今でも設立されていない状態であると述べている²⁴⁾。

續いて、統計などを用いて、これがいかに國の国力増進の妨げになるのかを縷々と述べた後、いま韓國の人口が日本の五分の一になつてしまつた理由を(一)「多産を忌むこと」、(二)「治療上の事が常に支那流に感染して」いて、産科書もない様子、(三)「韓人一般の頑迷なること」、(四)最後に「婦人の位置の低きこと」であると四つに纏めている。この中でも(三)において、その実例として、當時朝鮮の産褥が「必ず暗黒なる空氣の流通の無い部屋で、産褥熱等を起す細菌を臈するには

最も便利な藁が満室に敷かれ」ていた不清潔な産室の状態にあるとした上で、出産のときに「産婦には夏冬に関せず頭部かた袋が被せられ、医師の最も忌む座位を取らしめて胎頭が將に発露せむとする時、即ち最も危険な時には医の室内に居るを許さぬ」として、出産の姿勢や他人の出入りを拒む習俗とを批判している。²⁵ここで工藤は、産科医専門家として、韓国の国力増殖のために「頑迷」な韓国人の出産文化をよりよい方向に指導しなければならず、その方法として、産婆養成を挙げている。

山根正次と工藤武城の論説は、日本人の派遣かそれとも朝鮮内の産婆養成の主張かという方法の差異はある。しかし、二人とも日本が朝鮮に対して〈産婆〉の派遣や養成する必要性を強調するため、「未開」「野蛮」という言葉が直接使用されてはいないが、朝鮮の出産風習や女性人権を劣悪で未だ文明化されていない野蛮なものと位置づけている。これは野蛮に対する指導の正当化にも繋がり、この状態から韓国人を救うための〈産婆〉の派遣、もしくは養成の必要性の主張へと落ち着く。このような文明・非文明と互換される衛生談論は植民地衛生行政で発生する暴力への正当化にも繋がる文化暴力として作動するのである。²⁶

- ① 「20 私立日本医学校設立者・山根正次の医学教育の失敗」『日本医史学雑誌』五一―二（日本医史学会、二〇〇五）二二八―二二九頁。
- ② 『皇城新聞』一九一〇年七月一〇日付。
- ③ 一八五七年二月二三日山口県出生。東京帝国大学医学部出身。一八八二年医学部卒業後、長崎医学校の教授に。一八八七年にはドイツに留学し、法医学と衛生学を学び、四年後帰国して警察医長に。一八九三年には警察医長と中央衛生会臨時委員を兼任。一九〇二年には衆議院総選挙当選。「警察医長山根正次外四名任官ノ件」『任免裁可書・明治三五年・任命卷二五』任 B00148100、東京国立公文書所蔵。『皇城新聞』一九一〇年七月一〇日付。ジョン・グンシク「植民地衛生警察の形成と変化、そして遺産——植民地統治性の資格より」『社会と歴史』九〇（韓国社会史学会、二〇一〇）一三二頁。
- ④ 山根正次「韓国衛生と産科婦の關係」『産科婦雑誌』七一（一九〇五、一一）。
 - ⑤ 同右、一頁。
 - ⑥ 同右、二頁。
 - ⑦ 同右。
 - ⑧ 同右、二―三頁。
 - ⑨ 同右、四頁。
 - ⑩ 同右。
 - ⑪ イ・コツメ（二〇〇二、八二頁）と松岡（二〇一四、二三三頁）も植民地朝鮮の産婆制度の施行理由を日本人の定着のためであったと評

価しているが、その根拠を提示していない。

¹² 山根正次「朝鮮の衛生状態」『経済時報』九四（一九一〇・一〇）。

¹³ 同仁会では一九〇四年から一九二二年までの大隈重信が会長であった時期に、中国及び朝鮮の各地居留民団と連絡し、「医師、助産婦、看護婦等を紹介派遣」していた。同仁会編『同仁会三十年史』（同仁会、一九三二）五九頁。

¹⁴ 「衆議院送付清韓医事衛生ニ関スル建議ノ件」『公文雑纂・明治三十八年・第百五巻・帝國議會二十一・一・建議一』、纂0096100、東京国立公文書所蔵。

¹⁵ 同右。

¹⁶ 一八九五年に当時衛生顧問であった瀬脇寿雄が設立した病院で、パク・ユンゼ（『韓国近代医学の起源』ヘアン、二〇〇五、九〇〜九八頁）によると、瀬脇寿雄が解雇されると日本海軍が朝鮮人懐柔のため買取して運営したという。一方、佐藤剛蔵の『朝鮮医育史』（佐藤先生寿祝賀会、一九五六、一三頁）によると、この漢城病院は日本海軍により創設された京城の日本人街明治町にあった病院で、後に日本人居留民団立になったという。一九〇一年一月一日付『皇城新聞』の「漢城病院の景況」という記事には、この時期にすでに「医女」を雇用して「婦人科産科嬰兒科」を設けていたと記されている。

¹⁷ 一八七八年に熊本県の士族の工藤唯次郎の長男として生まれた。

沓々巒に通い、一九歳の時に長崎医学専門学校で四年間修学、一九〇一年に浜田玄達の助手をした。一九〇三年にはドイツに渡り、ユリウス・マクシミリアン大学ヴュルツブルの婦人科教室に入學し、一九〇四年七月医学博士号を取った。一九〇五年四月にはベルリン大学の婦人科に移った。同年二月漢城病院の産科婦人科の部長として就任し、一九四四年九月二三日には日本赤十字社に対する協調と功勞が認定され朝鮮総督府から有功章をもらった。チェ・ゼモク／キム・ゾンゴン

は工藤の朝鮮における医学活動について、家父長制下で社会的地位の低かった朝鮮の婦人に関心を示したが、それはあくまでも「日帝の利益」のためであって、日本の「富国強兵」の方法として優良児を保護し、「皇国臣民」の多産にその目標があったと評価した。チェ・ゼモク／キム・ゾンゴン「工藤武樹の医学と、皇道儒学に関する考察」『医師学』二四—三（二〇一五）。

¹⁸ 工藤武城「韓国婦人分娩の危険」『産科婦雑誌』九二（一九〇七年）。

¹⁹ 同右、三頁。

²⁰ 同右。ここに出る「 hottentot 土民」とは「Hottentot」のこと、アフリカの民族のコイコイ人のことを言う。

²¹ 同右、四頁。

²² 同右。

²³ ここで示される「韓国内務大臣」とは李址鎔のことで、一九〇五年五月二〇日から一九〇七年一月まで内部大臣であった。ただし、途中一九〇五年九月九日から同年同月一七日までは学部大臣に任命されていた。『韓国史料叢書第一七 大韓帝國官員履歷書』（大韓民国文教部国史編纂委員会、一九七二）七六五頁。

²⁴ 同右、四—五頁。

²⁵ 同右、六—七頁。

²⁶ ここでの暴力とは「Galung」のいう暴力の三角編隊、すなわち直接暴力・構造的暴力そして文化的暴力を示す。柳善栄は衛生こそこの暴力の三角編隊を証明するとした上で、衛生行政の事例として、衛生警察の殴打を直接暴力、病院及び医療人不足などを構造的暴力、それから、朝鮮人は衛生観念が低く無知であるため伝染病流行しやすいという民俗性談論の形成を文化的暴力の例としてあげている。柳善栄「植民地近代性と日常暴力」『大東文化研究』九六（成均館大学校東

アジア学院、二〇一六、二五―二六頁。

三 植民地朝鮮における産婆養成

（一）産婆政策の前提、産婆養成

第二章の検討により、伝統的に朝鮮の出産の場には、「産救安」「解産救安」という助産の役割を担った女性たちがいたが、メディアでは朝鮮人の出産風習を迷信的ものと等値し、それが〈産婆〉を利用しない理由であるという論説を繰り広げていたことを確認した。また、第二章では、植民地初期段階から、衛生・医療専門家等は産婆派遣もしくは養成を主張していたことを明らかにした。ならば、このような状態で植民当局はどのような制度を、いかに施行しようとしたのか。

ジョン・ヒュキョンとキム・ヒュシユクの指摘によれば朝鮮における産婆制度の始まりは、産婆免許を得る「資格」が定まれた「産婆規則」が發布される一九一四年とされている。しかし、イ・コツメの研究によると一九〇八年の段階で内部衛生局ですでに医師・薬剤師・産婆・看護婦に対して全国的な取り調べが行われていた。これについてイ・コツメは、〈産婆〉の資格がまだ定められていないこの時期、産婆認定の基準が明記されていない上、その分布においても特に朝鮮人〈産婆〉が漢城府には一人もなく、京畿道には一八人もいるとされていることから、この調査結果は信頼できないと指摘している。^③

実態を考える上で注意したいのは、前近代からのトリアゲババ等の助産を担った女性を吸収し、現地免許を与えたり、再教育したりして〈産婆〉を規制しようとした明治政府の産婆制度とは異なっており、朝鮮では〈産婆〉自体の養成が必要であった点である。行政としてはまず〈産婆〉の養成から始めなければならず、韓日併合の前の一九〇七年、すでに大韓医^⑤院において西洋医学に基づく産婆養成が図られた。同年三月二三日に發布された勅令第九号「大韓医院官制」によると、

大韓医院は「医育」をも掌る機関であり、教育部が「一 医師養成 二 薬剤師養成 三 産婆及看護婦養成 四 教科書編纂」に携わるのが医育の内容であった。^⑥しかし、この法令には各々の養成施設や、養成対象、養成資格などの規定は皆無であり、実際に設置されてはいなかったと推測される。^⑦なお、前述の工藤武城の一九〇七年の記事に「然るに韓国に於て嘗て一個の助産婦学校の設立あるを聞かぬ」^⑧と述べた部分を踏まえると、その原稿の完成時期が掲載時期より早いことを考慮しても、この一九〇七年三月段階にはまだ養成所は設置されていなかったと推測できる。同年一月二九日發布の「大韓医院官制改正」^⑨でも変わりはなかった。

一方、『大韓毎日申報』の一九〇八年七月一七日の記事^⑩から、南村に居住するイ・ジョンムン（李鍾汶）という人物が朝鮮には産婆教育がなく、出産時に「易致傷命」であると嘆き、朝鮮初の助産婦養成所の設立を内部へ請願したことが確認できる。しかし後続記事がないため、この請願が叶ったか否かは確認できない。

統監府による産婆養成の第一歩は、一九〇九年二月二六日の改正において「第二条 大韓医院に附属学校をおき医師薬剤師産婆及看護師に関する事項を掌る」^⑪と初めて「附属学校を置」くという養成の方法が示された点にあると考えられる。その実施についての細則はその一年後の一九一〇年二月七日に發布された。

この内部令第五号「大韓医院附属医学校規則」^⑫の「第一章 総説」、第二条では〈産婆〉と看護師は同じく二ヶ年の授業年限が定められて、第四条では一学年の学生定員数が医学科に五〇人、薬学科に一〇人、産婆科に一〇人、看護科に二〇人と決められ、医学科と薬学科は「教授を日語で行う」こととなっていた。^⑬なお、「第二章 入学 退学 懲戒 黜学」をみると、その入学資格は、四科同じく「年齢十八歳以上二十五歳未満で操行が方正な者として身体検査及入学試験に合格した者」に限られ、入学試験においては四科に差異があり、医学科・薬学科は「国漢文（四書講読・作文）・算術（四則分數）」、「日語（日本高等小学読本の講読・会話・翻訳）」であり、産婆科と看護科の場合「読書（国文五倫行実）・作文（簡易な国文の作文）」となっていた。^⑭

この大韓医院は朝鮮が植民地になった一九一〇年九月三〇日に勅令第三六八号「朝鮮総督府医院官制」によって朝鮮総督府医院として改められるが、「第二条 医院ニ附属医学講習所ヲ置キ医師、産婆及看護婦ノ養成ニ関スル事ヲ掌ル」とあるように、産婆養成の教育機関としての性格は保たれていた。¹⁵

他方で、朝鮮人社会の中でも助産婦養成所設置の動きがあった。一九一〇年一月一日の『毎日申報』と『皇城新聞』の記事によると、一九〇九年一月九日にユン・チソンが中部校洞（漢城府）で設立した助産婦養成所の発起会が開かれた。池錫永たちが参席しこの発起会で、所長に故洪淳寛の婦人朴氏を、副所長に尹高羅を、総務に崔善卿を選出したと述べられている。¹⁶ 同年六月には同所の一般役員として、所長には閔泳リン、副所長に崔誠卿、監督に徐光前、総務に呉亀泳、学監に劉兼琔、賛成長に金任和を選出した。¹⁷

この助産婦養成所はこの後も京城の助産婦養成所として新聞記事にしばしば登場する。例えば、卒業生が記事に紹介され、この施設主催で行われた衛生飲燈会や演奏会の記事があり、その場において、劉兼琔と韓民済という医師が女性啓蒙を唱える講演を施した。¹⁸ ところが、一九一〇年の一〇月の段階からは毎年、養成所の経営が困難に陥っている旨の記事¹⁹が載って、一九一八年四月八日の卒業式の記事掲載の²⁰以後には管見の限り、新聞紙面上で養成所に関する記事は確認できない。おそらく廃所になったと考えられる。

以上のように、植民地初期から大韓医院という御用機関における公的な産婆養成と、朝鮮人たちが自分たちの手で設立した助産婦養成所が共存していた。医学専門家による出産の助けについては、総督府側だけではなく、朝鮮人の方もその必要性を感じ、朝鮮人自ら施設を建てて運用したことは、朝鮮人社会内部でも出産衛生を改善しようとした動きがあったことを窺わせる。

本格的に産婆養成制度が始まり、韓日併合後の一九一〇年一二月には山根が〈産婆〉に関する言説の場に再び登場する。同年同月三日付と五日付の『慶南日報』には「山根氏衛生講話」²²という記事が掲載される。この記事は、「総督府衛生囑

託山根正次氏は三昨日下午二時に当地城外日本居留民尋常小学校で朝鮮人に対して衛生上講話会を開した」で始まり、記者が直接聞き取ったものを記事にしたものである。ここで山根は、まず衛生の重要性を語る中で「国富兵強」のイデオロギーを唱えた上で、衛生上の急務の第三として〈産婆〉を取り上げ、次のように語っていた。

朝鮮では自来産婆の有益さを不知であり、産婆がなく、若し順産する境遇には曾經産婦に問うことのみであり、これにより人命の危険さが不尠で原来朝鮮婦人は腋下を堅固に束帯するため其腹が果大になり腹中児が若し横臥すれば、孕婦は生命を横絶する弊も多く、或は分娩の時に倒産することもあり、危険が極多なのに看護の産婆がないので今回総督府では三十余名の産婆を養成するに当地にも慈恵医院が施設されたことは、即ちこれ等養成の方針を研究した²⁴

山根はこの朝鮮人向けの衛生談話で、前章で挙げた記事と同様に朝鮮で〈産婆〉がない理由を「産婆の有益さを不知」であるためと指摘し、当時の朝鮮出産状態の危険さを訴えた。そして、その解決策として朝鮮における産婆養成を唱えた。彼がその養成の対象を明確にしていなかった理由は、日本人産婆養成も含めて考えていたからではないだろうか。

この山根の演説と第一章で検討したメディア記事を総合して考えると、朝鮮風習に関する調査の結果は朝鮮の出産風習を迷信に頼る危険なものとして位置づけ、その対峙点に産科学という近代学問を学んだ〈産婆〉を措くことで、総督府側の政策の正当性を後押しする役割を担ったことが窺える。そして、このような位置づけを強固にするため、在朝鮮医学専門家の語りによって朝鮮の出産風景の惨めさを再現するのであった。このように演説・新聞などを用いて、朝鮮の出産風習の危険さを強調し、産婆養成の必要性を唱えた上で、総督府は産婆養成に具体的に踏み出した。

一九一一年二月の布令第一九号「朝鮮総督府医院附属医学講習所規則」²⁵によってその附属講習所の修業年限や入学資格がより詳しく定まった。ここでは〈産婆〉が「助産婦」と表記されている。ここで特記しておきたいのは、その入学資格

である。

第十条 医科生徒ハ朝鮮人タル男子、助産婦科看護婦科生徒ハ朝鮮人タル女子トシ医科、助産婦科第一学年又ハ看護婦科第一学期ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各号ニ該当シ入学試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス

一 年齢十七歳以上二十五歳以下ノ者

二 身体健全ニシテ品行方正ナル者

高等学校第一学年ヲ修了シタル者ハ医科ニ、普通学校第四学年ヲ修了シタル者ハ助産婦科ニ、普通学校第三学年ヲ修了シタル者ハ看護婦科ニ試験ヲ行ハスシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ²⁶⁾

この条をみると、朝鮮総督府附属医院の講習所には朝鮮人のみ入学できること、そして入学試験を受けずに入学できる資格は、助産婦が「普通学校第四学年ヲ修了」で、看護婦がそれより一年短い「普通学校第三学年ヲ修了」であり、看護婦よりは助産婦の方が高い学歴を要求されたことが分かる。医科には男性のみが、助産婦科と看護婦科には女性のみが入学でき、政策の最初の段階から、男女による差別が設定されていたことが察せられる。

（二）産婆養成の催促、速成産婆養成

産婆教育において重要な第二步は、一九一三年一〇月四日に發布された、朝鮮総督府令第九四号「朝鮮総督府道慈恵医院助産婦及看護婦養成規程」²⁶⁾である。この規定は「第一条 道慈恵医院ニ助産婦及看護婦養成ノ為助産婦科、看護婦科及速成助産婦科ヲ置ク」と記されていることから分かるように、主に助産婦の養成のため、全国各地の慈恵医院に助産婦科・看護婦科・速成助産婦科を設ける目的で出されたものであった。

総督府医院の設置が植民地朝鮮の医療・衛生機関を掌握したという意味を持っていたとしても、総督府医院自体は京城に置かれた一つの病院に過ぎなかった。しかし、この規程は全国に設置された慈恵医院で産婆養成を開始し、特に速成助産婦科の設置を明記した点にその重要性がある。速成助産婦科の設置は植民地朝鮮のみに設置されたものであり、このことは総督府が〈産婆〉の養成をいかに緊急なものと認識していたのかを窺わせる。

第三・四条をみると、助産婦科と速成助産婦科との違いが分かる。まず第三条は修業年限についてのものであるが、助産婦科は「助産婦科ノ修業期間ハ一年トシ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」と、速成助産婦科は「五箇月以上トシ其ノ期間及始期ハ募集ノ都度道長官ノ認可ヲ受ケ院長之ヲ定ム」となっていて、速成の修業期間がほぼ半分であり、開始時期も柔軟性があつた。

第五条は入学資格を定める条目で、「年齢満十七歳以上三十歳以下ノ身体健全品行方正ナル女子ニシテ入学試験ニ及第シタル者ナルコトヲ要ス」と年齢制限においては朝鮮総督府医院附属講習所とほぼ同様であるが、ここには朝鮮人という表現はないことからこの教育施設は朝鮮人だけではなく、日本人もその対象としてゐることが分かる。さらに入学試験なしで入学できる資格をみると、「速成助産婦科」は「道長官ノ許可ヲ受ケ院長之ヲ定ム」となっていて、その資格の曖昧性と柔軟性が窺える。

一方、助産婦科と看護婦科の入学資格をみると「看護婦科ヲ卒業シタル者ハ助産婦科ニ、尋常小学校又ハ修業年限四年以上ノ普通学校ヲ卒業シタル者ハ看護婦科ニ試験ヲ行ハスシテ入学ヲ許可スルコトヲ得」と定められており、助産婦科に進学するためには看護婦科を卒業しなければならないことになっていて、実際助産婦科を卒業するためには看護婦科一年半と助産婦科一年を合わせて二年半の修業期限が設定されていた。さらに、日本人対象の教育機関と朝鮮人対象の教育機関を併記していたことから、この施設が日本人と朝鮮人とを対象としていたことが再び確認できる。

ここで問題は、当時日本内地と朝鮮に住んでいた日本人は属地主義によって初等教育までは義務教育であつたが、朝

鮮人は義務教育ではなかったため、教育水準において雲泥の差があったことである。このような状態の中で、女性教育が甚だしく劣っていたことは言うに及ばないことであろう。たとえば、一九二一年五月末の朝鮮における教育状態をみると、全国で公立普通学校（朝鮮人通学）の生徒数は一五〇、〇五一名であるが、その中で、女性数は約一二・七％の僅か一九、〇九一名に過ぎない。一方、同年の小学校（在朝日本人通学）の生徒数が全四八、七五二名中、女子は約五〇％の二三、一九二名であったことと比較してみれば、その差異は甚だしい。一九二〇年末の人口数が朝鮮人一六、九一六、〇七八名で、朝鮮に居住した内地人が三四七、八五〇であったことを考慮すれば、教育実態において、如何に大きな差があったかは明らかであろう。²⁷ そのため、一見公平に見える入学資格は実是在朝日本人に有利な条文であった。

一方、同日この布令と一緒に発布された朝鮮総督府訓令第五〇号²⁸には、産婆養成に対する総督府の意図がより明確に示されている。この訓令は当時の総督寺内正毅が自ら助産婦と看護婦の養成の緊急性を語ったもので、彼は次のように述べていた。

朝鮮各道ニ於ケル助産婦及看護婦ノ分布ハ甚希薄ニシテ其ノ普及ヲ図ルハ方今ノ急務トス是ヲ以テ過般地方官官制ノ改正ニ祭シ朝鮮総督府医院ニ於テノミ助産婦及看護婦ヲ養成スルノ制ヲ改メ道慈恵医院ニ於テモ亦之ヲ行ハシムルコトシ今般其ノ養成ニ関スル規程ヲ公布セリ就中助産婦ノ普及ハ焦眉ノ急ナルコトヲ認メ短期教育ヲ以テ其ノ急需ニ応セシムル為特ニ速成科ヲ設置セシムルコトト為セリ²⁹

このように、寺内は助産婦・看護婦の両方とも朝鮮では数が足りないが、助産婦の養成の方が看護婦の養成より急務と考えて、「速成科」まで設置する必要があると語っていた。寺内はまた速成助産婦科について次のように語っている。

速成助産婦科ハ短期間ニ修業セシムルモノナルヲ以テ特ニ学科ノ按配ヲ考慮シ高遠ノ学科ヲ避ケ成ルヘク必須ノ智識技能ヲ授クルニ止メ実務ノ練習ヲ主眼トシ以テ卒業後能ク実地ニ就キテ其ノ任務ヲ遂行シ得ル者タラシメサルヘカラス³⁴⁾

この部分から、速成助産婦科においては「高遠ノ学科」よりは、「実務ノ練習」にその重点が置かれていたことが察せられる。ならば、このように設置された速成助産婦養成の制度の主な対象は誰であったのか。

一九一三年一月一日に発布した官通牒第三六九号とその別紙³⁵⁾をみると、この速成助産婦養成の対象が明らかである。この通牒は「速成助産婦科生徒募集ニ関スル件」という題目で内務部長官より各道長官及び各慈恵医院長（済州、安東、楚山、江陵、会寧を除く）へ宛てたものであった。そこには「慈恵医院速成助産婦科生徒募集ニ関スル件」という別紙があるが、これは警務総監部警務課長と衛生課長の名で出され、各道警務部長に宛てられたものであった。

両方とも来年一月から開設される速成助産婦科の施行に先立ってその要旨を伝えたものである。特にこの速成助産婦科の生徒を「成ルヘク憲兵巡查ノ家族中の志望者ヨリ之ヲ選拔入学セシムルヲ適切」とし、別紙にはより詳しく速成助産婦科の対象について次のように明示している。

其ノ生徒ヲ成ルヘク各道在勤ノ憲兵又ハ巡查ノ家族中ヨリ選拔セラレヘキ旨其ノ筋ヨリ照会有之候処右ハ当部ニ於テモ已に其ノ必要ヲ感シ居候義ニ付之ニ対シテハ左記ニ依リ成ルヘク便宜ヲ与フヘキ方針ニ候条慈恵医院長ト打合セノ上相当資格者ニ入学ヲ勧誘ノ上候補者ノ属スル憲兵巡查ノ所属官署名人名及統柄其ノ他ノ状況等ヲ来ル一二月二〇日迄ニ報告相成度依命此段及通牒候也

記

一在勤地遠隔ノ為通学シ難キ等ノ事情アル者ハ成ルヘク転勤セシムルコト
二卒業ノ上ハ産婆営業ヲ許可スルコト

但シ其ノ卒業者ノ属スル憲兵、巡查ハ可成産婆ノ必要トスル地ニ転勤セシムルコト³⁶⁾

この通牒をみる限り、速成助産婦科はその最初段階から憲兵・巡查という地方の警察公務員の家族を産婆として養成することを目的にしていた。それから、「記」の「一」から確認できるように、総督府側は、通学が難しい状態ならば、転勤させてまで憲兵・巡查の家族を（産婆）として養成しようとしていた。

さらに、朝鮮植民地政策に対する行政報告書である「27、〔仮〕総督府施設歴史調査書類」³⁷⁾（以後「調査書」と略記）を見てみよう。

助産婦及看護婦ノ養成ハ、総督府医院附属医学講習所及道庁所在地ニ於ケル慈恵医院ニ於テ之ヲ行ヒツツアリ。就中助産婦ノ普及ハ焦眉ノ急ナルヲ認メ、其ノ需要ニ応セムカ為メ特ニ速成科ヲ設置セシムルコトト為セリ。助産婦及看護婦ノ養成ハ専ラ実地ニ熟達セシムルヲ期シ、殊ニ速成助産婦科ニ在リテハ短期間ニ修業セシムルモノナルヲ以テ、特ニ此ノ点ニ深ク留意シ、経費ノ許ス限速ニ多数ヲ養成スルノ目的ヲ以テ、主トシテ憲兵（下士以下）及巡查ノ家族ヲ収容養成シタルニ、其ノ成績極メテ良好ナリ。尚ホ卒業生中給費生ニ在リテハ、指定地ニ勤務スヘキ義務ヲ附シ、自費生ト雖其ノ多クハ地方在勤官吏ノ家族ナルカ故ニ、其ノ分布ニ於テハ需要ニ適切ナルヲ得ヘシト信ス³⁸⁾

ここでも速成助産婦科は「経費ノ許ス限速ニ多数ヲ養成スルノ目的ヲ以テ、産婆養成の緊急性に応じて設置したことを明記している。その上、この速成助産婦科で憲兵や巡查の家族を助産婦として養成し、地方に派遣したところ、その成績が「極メテ良好」であったと、その運営を高く評価している。

このような総督府側の意図は『毎日申報』に載った一九一四年二月六日の「速成助産婦経試」³⁹⁾という記事からも窺える。

この記事によると、各道の慈恵医院で本年一月一五日から募集した速成助産婦は地方で勤務する憲兵や巡査の妻や娘に速成で助産婦の技術を学ばせて、僻地の人々の便利のため働かせようとしたものであるが、その応募が思いの外に多かったため試験を実施したという内容である。この記事からも速成科は地方に勤務する警察関係者の妻や娘を対象としていたことが分かる。それは、何よりも地方に〈産婆〉を普及する必要があったためであろう。その上、植民地衛生政策の担い手は軍隊や警察関係者であったことを踏まえみれば、イ・コツメもすでに指摘した通りに、これは、総督府側が単に行政の担当者である警察だけではなく、〈産婆〉という医療専門家を通じて、被植民者の身体により身近なところから干渉できる権力まで掌にしようとしていたことを意味する。^{④①}

この速成助産婦養成の規定は一九二二年五月二日の朝鮮総督府布令第七七号「助産婦養成規程」の改正によってなくなるが、このあとの新聞記事などを見る限り、実際には続いていたことが確認できる。^{④②}

以上から、速成助産婦科実施が植民地衛生政策において持った意味について、次のように整理できる。第一に、植民当局は助産婦養成を重要かつ至急の課題と考えていた。第二に、警察公務員の家族を養成することによって地方へ〈産婆〉を普及し、地方衛生行政をも掌握しようとした。

ところで、上記の一九二二年の改正において、入学試験を受けずに入学できる資格は、「高等女子学校若ハ女子高等普通学校ノ第二学年修業者又ハ高等小学校若ハ普通学校高等科卒業者」に変更される。すなわち、朝鮮人女性としては、一九一三年の場合、入学試験なしで助産婦科に入るため、四年以上の普通学校と一年半の看護婦科の修業が必要であり、早く卒業すれば五年半の学歴が必要であったが、一九二二年の変更によると、普通学校の四年と女子高等普通学校の二年を合わせ六年の学歴を要求されるようになった。これは、徐々に産婆養成所の入学基準が厳しくなっていることを意味する。一九三一年にも「助産婦養成規程」の改正があり、生徒の資格は変化しなかったが、修業年限が二年以上と、以前より長くなった。^{④③}

以上より、植民地初期の産婆政策は、「朝鮮での産婆制度はあまり時が差し迫ったものも、緊要でもなかった」政策であったというジョン・ヒエキョンとキム・ヒエシユクの評価とは異なっており、その対象を朝鮮人女性と限定してはいなかったが、朝鮮人の出産に関する衛生概念がまだ普及されていないとの認識のもと、〈産婆〉の養成及び普及の緊急性を強調するものであったと指摘できる。

- ① ジョン・ヒエキョン、キム・ヒエシユク前掲論文、九九頁。
- ② イ・コツメ前掲書、三七―三八頁。
- ③ 同右、三九頁。
- ④ 日本における産婆養成や教育は、明治初期には国家的な規定がなく、地域ごとに行われていた。全国における産婆製度は一八九九年の「産婆規則」によって免許制度が始まったが、第一条の試験合格者のみが産婆名簿へ登録されることになっていた。ところが、一九一〇年の改正によって「内務大臣ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者」が追加され、内務省の告示によって東京・京都帝国大学の医科大学へ産婆養成科が指定されたのも一九一二年が初めてである。木村尚子前掲書、一九―二五頁。『官報』四八四（一八九九・七・一九）三〇九頁。『官報』八〇五八（一九一〇・五・五）七二頁。『官報』七（一九一二・八・七）一一三頁。
- ⑤ 一九〇七年三月一二日に發布された勅令第九号「大韓医院官制」をみると、「第一条 大韓医院は議政府に直隸し此を漢城に設置して衛生医育治療の事を掌らせる」とあり、大韓医院は単に医院でなく「衛生」「医育」「治療」を担当する一種の行政機関に近かったと考えられる。『旧韓国 官報』三七二（一九〇七・三・一三、議政府官報課）三〇頁。
- ⑥ 同右、三〇頁。
- ⑦ シン・ドンウォンの大韓医院に関する研究（『韓国近代保健医療史』（ハンウル、一九九七）三四六頁―三五六頁）によると、大韓医院の新築工事は一九〇六年八月から始まって、もともとは一九〇七年八月三十一日には竣工予定であったが同年七・八月の義兵の蜂起によって進捗が遅れ、一月に病院本館建物が完成した。その後も工事は続いて、一九〇八年一〇月に一部の附属学校校舎以外の建物が完成し、一〇月二四日に開院式を開催したが、教育部（後の大韓医院の附属医学学校）の校舎建築はこの後も続き、その間大韓医院の一部を校舎と使っていた附属医学学校の落成式は一九〇九年一月一六日であった。この大韓医院の設置により、伊藤博文統監の構想の通りに韓国の国家医療・医学教育・衛生行政事務を統合し、韓国の保健医療及び衛生に関連することを大韓医院という一つの機構を通じて統制できるようになったという。
- ⑧ 工藤武城前掲記事、四―五頁。
- ⑨ 『旧韓国 官報』号外、（一九〇七・一二・二九）五一頁。
- ⑩ 『毎日申報』『産婆新校』一九〇八年七月一七日付。
- ⑪ 『旧韓国 官報』四三一（一九〇九・二・二六）九五頁。
- ⑫ 『旧韓国 官報』四五九六（一九一〇・二・七）二七―三〇頁。
- ⑬ 同右、二七頁。
- ⑭ 同右。
- ⑮ 『官報』号外（一九一〇・九・三〇）一〇頁。
- ⑯ 『大韓毎日申報』『産婆養成所』『産婆所任員』一九一〇年一月二一

日付、『皇城新聞』「助産婦養成所」一九二〇年一月二日付。『慶南日報』の一九二〇年一月二日付けの記事にもほぼ同様の記事あり。

①⑦ 『大韓毎日申報』一九二〇年六月一日付。

①⑧ 『毎日申報』「才子才媛」一九二三年三月二五日・同二六日付。助産婦養成所の優等卒業生の李慈元と許璵子を紹介する記事。

①⑨ 『毎日申報』一九二〇年六月二五日付。

②① 『毎日申報』（以下の記事全部同紙）「助産婦養成所拡張」一九二〇年一〇月二二日付、「産婆演奏の好況 助産婦養成所演奏会盛況」一九二二年二月一日付、「光武臺助産婦演奏会 光武臺で特別演奏会 助産婦養成所のために」一九二四年五月九日付、「商業利益を寄付 助産婦養成所に対する有志人士の誠意補助」一九二五年一月五日付、「茶洞妓生演奏会 助産婦養成所のために」一九二七年一〇月一日付。

②② 『毎日申報』「高氏篤志の結実」一九一八年四月二日付。

②③ 『慶南日報』一九二〇年二月三日付、同年同月五日付。

②④ 『官報』八三〇一（一九二一・二・二五）六三三～六三五頁。

②⑤ 同右、六二四頁。

②⑥ 『朝鮮総督府官報』三五五（一九二一・一〇・四）三五～三六頁。

②⑦ そもそも在朝日本人と朝鮮人の教育体系も異なり、一九二一年から一九二二年まで在朝日本人は「朝鮮公立小学校規則」が適用され、その入学年齢は六歳以上で、修業年限は六年であったが、朝鮮人は第一次「朝鮮教育令」と「普通学校規則」が適用され、その入学年齢は八歳以上で、就業年限は四年もしくは三年であった。佐藤有美「朝鮮教育令」の制定と植民地教育体系の確立——寺内正毅・関屋貞三郎・隈本繁吉——『植民地教育政策の研究「朝鮮」一九〇五—一九一—』〔龍溪書舎、二〇〇〇〕二七五～三二二頁。金富子「植民地期朝鮮

鮮の教育とジェンダー——就学・不就学をめぐる権力関係』（世織書房、二〇〇五）。

②⑧ 朝鮮総督府編纂『最近朝鮮事情要覧』（大和商会印刷所、一九二二）一六二～一六三頁。

②⑨ 同右、一五一～一五二頁。

③① 同右、三五頁。

③② 金富子（二〇〇五）によると、植民地期の女性教育にこのような差があった要因には、〈民族〉〈階級〉〈ジェンダー〉があつて、植民地期の女子の就学率が男子に比べて非常に低かった理由には、総督府がこのような状態を放置していたこと、教育令による授業料が日本人より朝鮮人に高く賦課されていたこと、「男女不同席」という儒教的価値観の下で、女性嫁入りさえできたらいいい存在と認識されていたにもかかわらず、授業科目も男女ほぼ同様で同じクラスで男女を区別せずに行われる初等教育への反感があつた。

③③ 『朝鮮総督府官報』三五五（一九二一・一〇・四）三七頁。

③④ 同右。

③⑤ 『朝鮮総督府官報』三五五（一九二一・一〇・四）三五～三六頁。

③⑥ 『朝鮮総督府官報』三八九（一九二一・一一・一五）一四二頁。

③⑦ 同右。

③⑧ この「調査書」は寺内正毅が自ら書いたものではないが、大正四年段階の朝鮮総督府がどのような政策を施してきたのかなど、その成果について「旧韓国皇室」「警察事務」「衛生」にわたる社会全般の様子を窺わせる報告書であり、寺内に届いていたことは確実と考えられる。山本四郎編『京都女子大学研究叢書九 寺内正毅関係文書』首相以前（京都女子大学、一九八四）。

③⑨ 同右、二二七頁。

④① 『毎日申報』「速成助産婦経試」一九二四年二月六日付。

④① 松田俊彦「日本統治下の朝鮮における憲兵警察機構（一九一〇～一九一九年）」『史林』七八一六、史学研究会、一九九五）によると一九一〇年代の憲兵警察は民心を掌握するため、民衆生活に関与を深めようとする指向性は顕著であった。また、ジョン・グレンシク「植民地衛生警察の形成と変化、そして遺産——植民地統治性の資格より」『社会と歴史』九〇、韓国社会史学会、二〇一一）は植民地朝鮮の衛生政策が中央行政機構の設置ではなく、警察の業務に帰属された特徴を明らかにした。

おわりに

植民地に自国の民衆を植民するためには、民衆を送るのみならず、そこに住み込ませるために母国の文化をも移植する必要がある。そのため、植民地にはそれまでなかった新しい施設や職業等のインフラが創出される。しかし、このように移植された職業などを植民地の民衆がそのまま受け入れなかったことは想像に難くない。問題は、植民地の民衆の思考の構造、すなわち風習という衛生制度施行以前の土台について今までの衛生史研究では注目されてこなかった点にある。制度施行の結果をあたかも植民地当局の押しつけとそれに対する反感や「圧縮された近代」という図式化によってまとめることは、実際のできごとを単純化し、被植民者をその歴史の場から排除することに繋がる。

本論文を通じて、朝鮮においても伝統的に「産救安」などと呼ばれた家族・親戚の女性もしくは近隣の老婆を雇い、助産を任した風習があったことを明らかにした。しかし、メディアでは朝鮮人の出産風習と迷信とを一体化して、朝鮮の風習を野蛮なものとして位置づけていた。それに加えて当時の日本の専門家たちは朝鮮の出産風習を未開なものとして際立たせ、日本人がこのように悲惨な朝鮮人を救わなければならないという構造を作った。そして、朝鮮人を「惨状」から救うため、日本人産婆の派遣もしくは朝鮮において〈産婆〉を養成する必要を唱えるためにこの構造を利用した。一方、統監府時代

④① イ・コツメ前掲書、七一頁。

④② 『朝鮮総督府官報』二九一三（一九二二・五・二二）一九頁。

④③ 『毎日申報』「産婆速成講習会」一九二三年一月二二日付。

④④ 「朝鮮教育令」によると、女子高等普通学校に入学するためには修業期限が四年以上の普通学校を卒業しなければならないなかった。

④⑤ 『朝鮮総督府官報』一三二九（一九三二・六・一二）一三三～一三四頁。

から始まった産婆養成制度は、京城だけではなく一九一三年には朝鮮の地方の慈恵医院においてもその養成を始め、養成を急ぐために慈恵医院には「速成助産婦科」をも設置し、憲兵・巡査の家族を五ヶ月という短い期間で〈産婆〉として養成し、地方への派遣を図ったことを確認した。ところが、このような養成が如何に急務として認識されていても、その主な対象と目的はあくまでも日本人と彼らの移植であった。

以上を踏まえると、植民地朝鮮の産婆制度は朝鮮の衛生環境改善よりは日本の文明化というレトリックの再生産と朝鮮に居住する日本人のための政策であったと評価できる。本研究は、朝鮮の出産風習の実態とそれについての当時の日本人専門家の認識と対策、また、産婆制度の始まりにおける総督府側の意図やそれが如何に制度に容れられたのかを論じた。ただし、本論文は、政策の下で実際に働いていた〈産婆〉の、特に朝鮮人女性として、また職業婦人としての物語を十分に論じることができなかった。一九一四年の「産婆規則」の発布後の産婆政策の実態という問題を含めてこれからの課題にしたい。

〔付記〕 本稿は令和元年度三島海雲記念財団研究奨励金による研究成果の一部である。

（奈良文化財研究所アソシエイトフェロー）

Birth Customs and Midwives Training Policy in Colonial Korea

by

HO So Yeon

The aim of this paper is to be a first step in clarifying the conflict between the midwifery policy and customs in colonial Korea by investigating the restoration of the traditional birth customs in Korea and the development and characteristics of the midwifery system established as a hygiene policy in colonial Korea.

The midwifery policy of Japan was transplanted to colonial Korea in 1914. For colonization to succeed, it was necessary not only to send people but also to transplant the culture of the home country to make the lives of colonists easier. As a result, new facilities, occupations, and other infrastructure were constructed in the colony. However, it is obvious that the colonized people did not accept aspects of the transplanted culture obediently, and there were conflicts between transplanted culture and native customs. The problem is that the structure of the colonized people's thinking, that is, their customs, which would be considered primitive hygiene before the enforcement of the new hygiene system, has not previously been noted in the history of hygiene research.

Previous researchers have focused only on the result—the fact that the midwifery system of colonial Korea could not be established—consequently their arguments dwelt on how to explain the reason for that failure. Therefore, most previous studies either examined the process of enforcement and the impositions of the colonial authorities and how the colonized resisted them or made conclusions based on concepts like “compressed modernity.” Furthermore, an issue plaguing these studies is that they simplified actual events and led to the exclusion of the colonized from their place in history. Thus, the purpose of this paper is to clarify actual events by examining what existed before the midwifery system was carried out and what the goals of the midwifery system were.

In this paper, the following four more specific questions were addressed to meet those goals. First, whether there were midwives in Korea in the first place, and what kind of childbirth customs existed in Korea. Second, to what extent the Governor-General recognized Korean birth customs when enforcing the modern midwifery policy in Korea. Third, what was the intent of the policy of the colonial authorities and how they used the information on the Korean birth customs to justify their intent. Fourth, what was the state of the midwifery training system that was implemented before the issue of “Midwifery Regulations” in Korea.

The conclusions drawn from the above questions are as follows. First, in Korea, it was customary to hire a family member, female relative, or an old woman in the neighborhood, who was traditionally called a *san-gu-an* 産救安, and entrust midwifery to her. However, in the media, Korean birth customs were written off as superstitions and positioned as barbaric. In addition, Japanese experts at the time highlighted Korean childbirth customs as undeveloped and creating a situation that required the Japanese to save the miserable Koreans. They also used this paradigm to argue that Japan had to dispatch Japanese midwives and needed to train midwives in Korea in order to save Koreans from their “misery.”

On the other hand, one of most important features of the midwifery system implemented in colonial Korea was the establishment of a rapid training course. The midwifery training system, which began in the era the Residency-General, was launched not only in Gyeongseong in Korea in 1913 but also in several local medical institutions called *jahye-iwon* 慈惠医院. The colonial authorities also set up an “intensive midwifery training course” at the *jahye-iwon* to speed up the training. The main goals of this “intensive midwifery training course” were to train military police and police officers’ families as “midwives” in a short period of five months and to dispatch them to rural areas. However, no matter how urgent this training was, the main purpose was the transplantation of Japanese people.

Based on the above results, the midwifery system of colonial Korea can be seen as a policy that reiterated the rhetoric that Japanese had a responsibility to civilize colonial Korea and as one designed to benefit the Japanese who were transplanted in Korea rather than one to improve the hygienic environment of Korea.

Key Words; Colonial Korea, midwives, birth customs, hygiene system, modernization